

適正な象牙取引の推進に関する環境省の取組について

1. 個体等登録における象牙の入手時期の確認

- ・(継続) 種の保存法に基づく象牙の個体等登録において、規制適用日以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言を裏付ける補強(全形象牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類)」を求めており、他種の個体等登録手続きと比べて審査を厳格化している。

2. 全形象牙にかかる取引監視

- ・(継続) 電子商取引プラットフォームにおける全形象牙の取引監視を不定期に実施した(年間100回程度)。
- ・(継続) 経済産業省と合同で、特別国際種事業者に対する立入検査を実施した(令和7年度:9回)。
- ・(新規) 2025年6月に被疑者が逮捕・書類送致された不正競争防止法違反及び種の保存法違反事件を受け、Yahoo!!オークションを運営するLINEヤフー株式会社等のECサイトと協力し、素材を明記せず「象牙風」等と表記する商品の販売を認めない出品規約に改定いただいた。

3. 普及啓発

- ・(継続) ワシントン条約と種の保存法のウェブサイトにおいて、規制内容や手続き方法の周知を一元的に周知している。
- ・(継続) ワシントン条約及び種の保存法による野生動植物の取引規制に関する動画(日英)を作成し、YouTubeで配信している。

※動画(日本語): https://www.youtube.com/watch?v=aFS9_xeKJR4

4. CITES-COP20に係る対応

- ・(新規) CITES-COP20においては、一部のアフリカ諸国(ブルキナファソ・エチオピア・ニジェール及びセネガル)の提案により、日本国内の象牙市場閉鎖を求める決定案が審議された。環境省は、経済産業省と連携し、日本の象牙市場の管理に係る取組等を整理した情報文書の作成や、各国への働きかけ、会議当日の反駁に向けた準備等を通じ、日本の象牙市場が密猟等を助長している客観的証拠はなく同市場はCITESの決議が閉鎖を求めている国内市場には当たらないことなど、日本の立場を発信した。審議では、日本のほかEU、米国、アジア諸国及び南部アフリカ各国等から決定案を支持しない立場が示され、当該決定案は十分な支持が得られず、否決された。

- ・（新規）象牙の持続可能な利用を目指すナミビアから、ナミビア政府が保有するナミビア産の象牙について一部の相手との商業取引が可能となるよう、アフリカゾウのナミビア個体群（附属書Ⅱ掲載）に係る注釈を改正する提案が提出された。環境省は、ナミビアにおける本種の個体群が増加していることなどの客観的根拠や附属書の改正基準に照らし、当該改正を支持する旨発言した。一方、当該改正提案は反対多数により否決された。